

第 10 章 防災思想普及計画

防災関係職員及び一般住民に対する災害予防、応急対策等防災知識の普及は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

防災思想の普及は、災害予防又は災害応急措置の実施の任にある市内各機関が、それぞれ普及を要する事項について行うものとする。

また、防災知識の普及・啓発に当っては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるものとする。

第 2 普及の方法

防災知識の普及は、次の方法により行うものとする。

- | | |
|----------|---------------|
| 1 広報紙 | 3 講習会、展覧会等の開催 |
| 2 広報車の巡回 | 4 その他 |

第 3 普及を行う事項

1. 市計画の概要

2. 災害の予防措置

- (1) 火災予防の心得
- (2) 防災の心得
- (3) 台風襲来時の家庭の保全方法
- (4) 農作物の災害予防事前措置
- (5) その他

3. 災害の応急措置

- (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
- (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
- (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- (4) 災害時の心得

ア 気象警報の種別と対策

イ 避難時の心得

ウ 被災世帯の心得

- (5) その他

4. 普及の時期

普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。